

4月から役場組織の一部が変わりました

事務の効率化を図り町民の利便性をより向上させるために、4月1日から役場組織の一部を変更しました。
主な変更は、次のとおりです。



| 課名 | 係名 | 変更内容 | 主な事務 | 業務場所 |
|--------|--------|--------------------|--|--------------------------------|
| 総務課 | 秘書係 | 秘書広報係を秘書係と広報広聴係に分離 | ・秘書に関すること | 本庁舎3階 ☎72-6901 |
| | 広報広聴係 | | ・広報、広聴活動の計画および実施に関すること | |
| こども未来課 | 母子健康係 | 係を新設 | ・子育て世代包括支援センターに関すること ・妊娠婦および乳幼児の健康診査に関すること ・健康相談および指導に関すること ・不妊治療に関すること | ゆめプラザ・那須内子育て支援センター ☎71-1137 |
| 農林振興課 | 林務係 | 林務畜産係を林務係と畜産係に分離 | ・林業の振興に関すること | 本庁舎2階 ☎72-6912 |
| | 畜産係 | | ・畜産の振興に関すること | |
| 上下水道課 | 水道業務係 | 庶務係から係名を変更 | ・水道料金等の徴収に関すること ・量水器の検針に関すること | 寺子乙3967-184 ☎72-6920 |
| | 水道施設係 | 工務管理係から係名を変更 | ・水道用水の供給に関すること ・水道施設の維持管理に関すること | |
| | 下水道業務係 | 業務係から係名を変更 | ・下水道業務の総合調整に関すること ・浄化槽に関すること | 寺子乙3967-184 ☎72-6919 |
| | 下水道施設係 | 施設係から係名を変更 | ・下水道事業計画に関すること ・下水道事業の設計および施行に関すること | |
| 生涯学習課 | 施設管理係 | スポーツ施設整備係から係名を変更 | ・スポーツ施設等の設置、管理に関すること ・文化センター、田中複合施設等の管理に関すること | スポーツセンター ☎72-5959 |

■問合せ 総務課総務係 ☎72-6901

▼対象

東日本台風（台風19号）により、自らが居住する住宅（賃貸を除く）が被害を受け、その再建等に必要な資金を金融機関等から借入した場合、その借入に係る利子の一部を補助します。

なお、申請受付は4月1日から開始しています。申請を希望する方は必ず事前にお問い合わせください。

①被災した住宅が、一部損壊以上の被害を受けた方（町発行のり災証明書が必要です）

②被災した住宅の再建（建替え、購入、補修）のため、金融機関から100万円以上の借入をした方

③金融機関から借入した日が、災害発生日（令和元年10月12日）以降の方

▼利子補給期間

回償還日から5年間

申込み・問合せ ふるさと定住課定住促進係

☎72-6955

自然災害被災住宅
再建等資金貸付制度のお知らせ

利子補給金助成制



地域おこし協力隊員 4名が退任

お世話になりました
これからもよろしくお願ひします

左から、石田隊員、星野隊員、細田隊員、新川隊員

成・楽譜の作成・レコードイング・編集、現行の小中学校の校歌の録音・編集等々、音楽をとおして参加させていただきました。

音楽や芸術というものは、数字のように目に見えて成果を出すことが難しいものです。そういうものであるにも関わらず、「音楽によつて町に貢献する」という目的を最後まで任せていただけたことをとてもうれしく、また、光栄に感じています。

「健康と地域」には一見つながりのないような事柄に見えますが、健康な心身は全ての原動力になります。闇夜を照らす一本のロウソクのような人がいたら周りを照らして明るくしてくれる。そんな人がたくさんいたら明るい地域になるのではないでしようか。

任期終了後も尊い縁と人生の中で自分ができることを日々坦々と感謝して行いたいと思っています。

5月、7月、9月に子育て支援

名前で地元の素材だけを使ったパン作りを行つていました。地産地消のパン屋というどこにでもあります。りそな銀行ですが、那須の素材だけを使い、那須の豊かな自然の魅力を表現したパンは、一種独特なパンとして全国のお客さまから注目していただけたと思います。

使った飲食店を新しく東京でオープンすること、那須野菜の産直市を継続開催すること、そして、同じコンセプトで芦野の地で飲食店をオープンすることを予定しています。

東京から那須町に移住し、協力隊の仕事を始めてから2年10ヶ月、隊員として取り組んできたさまざまなかつら活動をとおして、色々な経験をさせていただきました。

町民の健康増進につながる活動をする中で2年8ヶ月という歳月はとても短い期間でした。着任後地域になじめるように活動に誘つてくれた方、役場に講師依頼を問い合わせてくれた方、同じ志を持つ仲間たちの存在のおかげで、すぐに活動を展開することができ、休む暇がないほど活発に過ごさせていただきました。町民の多くの方々にこの場を借りて、お礼を申上げます。

ジビエフレームの中、町のフレンドの強さと東京から数時間という便の良さがあれば、きちんととした加工とブランディングを行えば那須ジビエはよい町おこしになるのではないかと思つていました。しながら放射能の影響は未だ色濃くジビエは断念することになります。現在は超新米猟師として、わなをかけたり銃猟に参加したりしています。

種多彩な事業に携わらせていただきました。
中には計画途中で頓挫したり継
続が難しくなつたりした事柄もありま
したが、それらを含め大変貴
重な経験をさせていただいたと実
感しています。

物事を始める上で大切なのは
「継続すること」と考えています
今後も町に住みながら那須の魅力
を伝えていく事業を継続する予定
です。具体的には、那須食材を

平成29年度に着任した4名の地域おこし協力隊員が3月末日をもって退任しました。退任後も町の地域発展のためにさまざまな活動に取り組む予定ですので、引き続きよろしくお願いします。

所・スタジオを設営し、運営を本格的に開始します。これからは、立場こそこれまでとは少々変わりますが、これまで通り、音楽を通して、少しでも町を、そしてこの世の中を良くすることを目指に生きていきたいと考えています。

○ 細田 美緒 (ほそだ みお)
私が町に隊員としてやってきて
2年7ヶ月が過ぎました。当初は
中心にさまざまな場所で活動をし
ていきます。

○新川 真己 あらかわまさき

○新川 あらかわ
真弓 まさき

緊急通報装置貸与の負担金を無料としました

町では、緊急時にボタンを押すだけでコールセンターへつながり、健康相談に応じてくれる緊急通報装置の貸与事業を行っています。これまで所得に応じて負担金がありましたが、4月1日から所得の有無に関わらず負担金を無料としました。

■対象 65歳以上の一人暮らし高齢者 ■申込み・問合せ 保健福祉課福祉係 ☎72-6917

3月議会定例会 令和2年度一般会計予算など32議案を可決

令和2年第1回那須町議会定例会が2月27日から3月16日までの19日間開催され、32議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【令和2年度当初予算】

令和2年度当初予算の概要については、4頁から7頁に掲載しています。

【一般会計補正予算】

歳人は、震災復興特別交付税を増額するほか、当初予定していた基金の取り崩しや、町債の借り入れを一部取りやめるなど、財源調整を行いました。

歳出は、震災復興特別交付税を財源とした那須地区広域事務組合負担金を増額したほか、台風19号による災害復旧費や障害福祉サービス費など、今後支出増が見込まれる費用を計上しました。

これらに合わせ、確定または見込額等により精査を行った結果、一般会計の総額は、3,910万円が追加され、141億2,210万円となりました。

【地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例】

一部改正により、特別職非常勤職員および臨時の任用職員の厳格化と、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整理するものです。

【那須町国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

国民健康保険税の医療保険分の基礎課税額の賦課限度額を現行の58万円から61万円に引き上げ、賦課限度額全体で96万円にするものと適正賦課を行うため、令和2年度から医療保険部分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げ、全体で96万円とします。

【那須町民バス設置条例の一部を改正する条例】

4月から町民バス湯本線の運行区間を従来の「那須いこいの家」から「ゆめプラザ・那須」を、「那須いこいの家」から「イオンタウン那須」まで延伸するものです。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎(72)6936

国民健康保険賦課限度額等の改正

医療保険部分の限度額の引き上げと均等割・平等割の軽減判定基準を拡大します

国民健康保険会計の收支均衡を図るとともに保険税負担の公平性と適正賦課を行うため、令和2年

度から医療保険部分の賦課限度額を58万円から61万円に引き上げ、全体で96万円とします。

また、均等割額と平等割額の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を引き上げ、被保険者数に乗ずる金額が、それぞれ5割軽減について28万円から28万5千円に、2割軽減については51万円から52万円に拡大します。

令和2年度の納税通知書は7月中旬に、年金天引きの方への税額決定通知書は9月上旬に発送する予定です。

限度額の改正

| 区分 | 医療保険分 | 後期支援金分 | 介護保険分 | 合計 |
|-------------|-------|--------|-------|------|
| 所得割・均等割・平等割 | 変更なし | | | |
| 限度額 | (変更前) | 58万円 | 19万円 | 93万円 |
| | (変更後) | 61万円 | 19万円 | 96万円 |

軽減判定所得基準の改正

| 区分 | 軽減割合 | | | |
|----------|-------|------|--------|------|
| | 2割 | 5割 | 7割 | |
| 軽減判定所得基準 | (変更前) | 51万円 | 28万円 | 変更なし |
| | (変更後) | 52万円 | 28万5千円 | |



令和2・3年度 後期高齢者医療保険料率等の 改正のお知らせ

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直しが行われています。

| | 平成30・令和元年度 (改正前) | 令和2・3年度 (改正後) |
|-------|---------------------|-------------------|
| 均等割額 | 43,200円 | 43,200円 (変更なし) |
| 所得割額 | 8.54% | 8.54% (変更なし) |
| 賦課限度額 | 620,000円 | 640,000円 |

▼所得の低い方への軽減措置

▼所得の低い方への軽減措置

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|------------|-------------|-------|
| 軽減割合 | 8割輕減 | 7割輕減 | |
| | 8.5割 軽減 | 7.75割 軽減 | 7割輕減 |

○ 栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028-627-6805
○ 税務課庶務諸税係
☎ 028-627-6805
⑦2 6936

▼賃壳価格
1袋(10kg)につき100円

湯本浄化センターでは、下水を浄化するときに発生する汚泥を有効利用し、コンポスト肥料「那須グリーンマニア」を生産しています。

コンポスト肥料を
ご利用ください

令和2年度以降の所得の低い方への均等割額軽減特例措置の見直し内容は左表のとおりです。

世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革にかかると、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

▼令和2年度以降の均等割額軽減
特例措置の見直し

軽減については、被保険者数に乘ずる金額が51万円から52万円に変わります。

「発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、町長の許可または届出が必要となります。具體的な手続きや許可基準の内容については、町ホームページをご確認ください。

▼条例の概要

とするときは、町長の許可が必要となります。

③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行

おうとするときは、届出が必要となります。

④近隣住民等に対し、設置事業計画についての説明会を開催して

ください。

国立公園、地域森林計画の森林
区域、農地、景観形成重点地区

▼問合せ 環境課環境保全係
☎(72)6916



▼販売期間 每月21日から月末までの平日（午後1時～5時）
※コンポスト肥料の販売は予約制です。毎月1日から20日までの平日（午前9時～午後5時）に電話で予約してください。

タ一
那須町大字高久丙4361-5
問合せ 上下水道課
☎(76)3030
☎(72)6919

太陽光発電設備を設置するには
許可が必要な場合があります

戦没者等のご遺族の皆さまへ

「第11回特別弔慰金」の申請を受け付けています

▼対象
①令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者等の子
③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死後当时、生計関係を有しているかにより、順番が

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に特別弔慰金を支給します。

▼申請期限
令和5年3月31日
※請求期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。詳

入れ替わります。
④上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

1年以上生計関係を有していた方に限ります。

▼支給内容
額面25万円、5年償還の記名国債

大田原税務署からのお知らせ

令和元年分確定申告における所得税等の口座振替日の変更

▼問合せ 大田原税務署
☎ 0287-22-3115
※自動音声案内により番号をお選びください。



| 税目等 | 口座振替日 | |
|------------------|-------|----------|
| 申告所得税及び復興特別所得税 | 確定分 | 5月15日(金) |
| | 延納分 | 6月1日(月) |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税 | 確定分 | 5月19日(火) |

▼申込み・問合せ 保健福祉課
☎ (72)6917

| | | 改正前 | 改正後 |
|--|-------|------|------|
| 固定資産税に係る土地に関する図面の写しの交付手数料 (税務課) | 1枚につき | 200円 | 300円 |
| 電磁的記録により作成した地籍集成図の写しの交付手数料(※1) (税務課) | 1枚につき | 200円 | 300円 |
| 印鑑に関する証明手数料(※2) (住民生活課) | 1枚につき | 200円 | 300円 |
| 住民票(広域交付を含む)または戸籍の附票の写しの交付手数料(※3) (住民生活課) | 1枚につき | 200円 | 300円 |
| 住民票または戸籍の附票に関する証明手数料 (住民生活課) | 1枚につき | 200円 | 300円 |

※1 地籍集成図に案内図(住宅地図のコピー)を添付する場合、500円となります。

※2・3 マイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機で交付を受ける場合、従前どおりの200円で交付を受けることができます。

4月1日から住民票など一部の窓口発行書類の発行手数料を左表のとおり改定しました。発行にかかる経費は全額手数料で賄われることが望ましいとされています。しかし、現在発行経費の一部は、町民の皆さまからの税

▼問合せ 総務課行政改革係
☎ (72)6902

改定しました 住民票などの窓口発行手数料を

金が充てられています。受益者負担の原則に基づき、サービスの公平性を確保するための改定となりました。ご理解をお願いします。

水道料金・下水道使用料がPayPayで納付できます



- 4月1日から、スマートフォンアプリ「PayPay」を使って水道料金・下水道使用料を納付できるようになりました。
- ①バーコードが印刷された水道料金等の納付書を用意する。
②「PayPay」のホーム画面にある「スキヤン」をタップして起動する。
③納付書のバーコードを読み取る。
④納付内容を確認し、「支払い」をタップして納付手続きを完了する。
- ▼注意事項
・バーコードの有効期限が過ぎた

▼問合せ 上下水道課水道業務係
☎ 72-6920

4月1日から、スマートフォンアプリ「PayPay」を使って水道料金・下水道使用料を納付できるようになりました。

- ・あらかじめスマートフォンに「PayPay」アプリをインストールし、残高にチャージをしておく必要があります。
- ・領収書は発行されませんが、アプリの「取引履歴」で支払い履歴を確認できます。
- ※「PayPay」の詳しい利用方法は、ガイドページ(<https://ipay.ne.jp/guide/>)をご覧ください。

4月1日から水道料金とメーター使用料を改定しました

下表のとおり、水道料金とメーター使用料を改定しました。利用している皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、料金の改定に関する詳しい内容は、町ホームページをご確認ください。

▼経過措置 令和2年3月31日以前から継続して使用している方は、経過措置を適用し、4月1日以降の最初の請求は旧料金表に基づいて料金を算出します。

☎ 72-6920

▼問合せ 上下水道課水道業務係

| 料金用途 | 基本料金(1カ月) | | 超過料金 1m ³ につき |
|------|------------------|-------------------|-----------------------------|
| | 水量 | 金額 | |
| 家事用 | 10m ³ | 1,760円 (+110円) | 187円 (+22円) |
| 営業用 | | | 198円 (+22円) |
| 団体用 | | | |
| 特別用 | | | |
| 娯楽用 | | | |

※()内は、旧料金との比較を示しています。

▼新料金表(税込)

防災のワントピント

○火災などの二次災害を防止する電気製品を固定し、地震が発生した場合の転倒、落下などによる発火を防ぐ。

地震発生時に、家具類の転倒、落下、移動などで、負傷する事例が多く報告されています。このようないスクを減らすため、平常時から室内の安否確認を行いましょう。

○家具類を固定する 地震が発生した場合に、タンス等の大型家具の転倒、照明の落下、キャスター付きの家具の移動を防ぐ。

○避難経路を確保する 避難経路を確保するため、家の出入口、廊下や階段などには、物を置かない。

○ガラスの飛散を防ぐ 窓やガラス製の扉などに、割れたときの

屋外スピーカーの放送が聞こえない場合や聞き取りにくい場合は、電話でも確認できますのでご利用ください。

▼電話サービス

☎ 0120-55-1123
つながりにくいとき(有料)
☎ 0180-99-2277

防災行政無線無料電話
サービスをご利用ください



飛散を防止するフィルムを貼る。

那須町安全安心メール ヤフー！防災速報

あわせて登録
備えて安心



【那須町安全安心メール】
火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。

■問合せ 総務課防災交通係 ☎ 72-6901

都市計画の構想の縦覧と公聴会開催のお知らせ

▼都市計画の構想 那須都市計画区域の整備、開発および保全の方針（那須都市計画区域マスタープラン）

▼対象区域 那須町の一部（大字湯本、寺子乙、寺子丙、大島、漆塚、高久甲、高久乙、高久丙、豊原甲、豊原乙、豊原丙、富岡の一部）

※大字富岡については、都市計画区域に該当する箇所と該当しない箇所がありますので、ご不明な方は町建設課（☎72-6907）にお問い合わせください。

▼縦 覧

・期間 4月10日(金)～24日(金)

(土日を除く)

・場所 県都市計画課、大田原土木事務所企画調査課、町建設課

※意見がある方は縦覧期間中、公聴会で公述人となる意思の有無を明記して、直接または郵送で意見申出書を縦覧場所に提出してください。

▼公聴会

・日時 5月22日(金)午後6時30分～

・場所 町文化センター研修室

※公述希望者がいない場合は開催しません。傍聴を希望する方は、開催の有無をあらかじめ県都市計画にお問い合わせください。

▼問合せ 県都市計画課

☎028-623-2465

30歳以上の国保加入者と後期高齢者医療保険加入者の皆さんへ

人間ドックで健康管理を！

那須町国民健康保険被保険者と、栃木県後期高齢者医療保険被保険者を対象に、人間ドックの検診費用の一部を助成しています。病気の早期発見、早期治療、また自分の健康状態を知るためにも、年に一度は健康診断を受診しましょう。

人間ドックを希望する方は、住民生活課または各支所で申し込み手続きをお願いします。

▼対象 次の①②の方で、令和2年度に町が実施する集団健診等を受診しない方

①国民健康保険の被保険者

※30歳以上の方で、国民健康保険税の未納がない世帯の方

②栃木県後期高齢者医療の被保険者

※町に住所登録のある方で、後期高齢者医療保険料の未納がない方

▼申込期間

4月1日～令和3年2月28日

▼本人負担額

○日帰りドック 約2万円～2万4千円

○一泊ドック 約3万6千円～3万9千円

※町から消費税を除く人間ドックの検診費用の半額（1円未満切捨て）を助成します。オプション検査も町で半額を助成します（ただ

し、5千円が限度額）。※婦人科検診を希望する方は、オプションで申し込みください（済生会宇都宮病院では、コースに含まれています）。

▼申込方法 住民生活課または各支所に検診申請書を提出してください。その際、希望する医療機関や希望するドックの日時内容を伺います。

▼受診方法 ①検診申請書を提出後、町から「検診承認書」を郵送します。

②送付された「検診承認書」と「医療機関からの書類等」を持って、予約した医療機関でドックを受診してください。

③受診当日、町からの助成額を差し引いた費用を医療機関にお支払いください。

▼健康指導 受診後に健康管理の一環として、町の保健師から連絡をする場合があります。

▼問合せ 住民生活課医療保険係 ドックの内容、費用などは医療機関により異なります。詳しくは、住民生活課または医療機関にお問い合わせてください。

☎72-6909

医療機関一覧

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-------|--------------|
| 那須中央病院 | 大田原市 | 0287-29-2525 |
| 菅間記念病院 | 那須塙原市 | 0287-62-0733 |
| 国際医療福祉大学病院 | 那須塙原市 | 0287-38-2751 |
| 国際医療福祉大学塙谷病院 | 矢板市 | 0287-44-1322 |
| 那須赤十字病院 | 大田原市 | 0287-23-1122 |
| 白河厚生総合病院 | 白河市 | 0248-22-2211 |
| 済生会宇都宮病院 | 宇都宮市 | 028-643-4441 |



令和2年度狂犬病予防集合注射日程表

| 期日 | 場所 | 時間 |
|----------|----------------|---------------|
| 4月15日(水) | 菱喰内集落センター | 午前 9:00~ 9:15 |
| | 農村婦人の家 | 9:25~ 9:40 |
| | 新高久公民館 | 9:55~10:15 |
| | 松子公民館 | 10:45~11:00 |
| | 田代地区構造改善センター | 11:10~11:25 |
| | 大同集落センター | 11:35~11:55 |
| | 道の駅那須高原友愛の森 | 午後 1:10~ 1:40 |
| | 半俵公民館 | 1:50~ 2:10 |
| | 横沢公民館 | 2:20~ 2:40 |
| | 湯本支所 | 2:55~ 3:25 |
| 4月16日(木) | 逃室地区集会施設 | 午前 9:00~ 9:20 |
| | 千振開拓組合 | 9:40~ 9:55 |
| | 旧大谷保育園 | 10:10~10:30 |
| | 大沢・さつき食堂 | 11:00~11:20 |
| | 池田地区農村センター | 午後 1:00~ 1:20 |
| | 一ツ樅公民館 | 1:30~ 1:50 |
| | 北条集落センター | 2:00~ 2:20 |
| | 小島公民館 | 2:30~ 3:00 |
| 4月18日(土) | 美野沢生活改善センター | 午前 9:10~ 9:40 |
| | 大和須温泉神社 | 9:55~10:10 |
| | 伊王野支所 | 10:25~10:55 |
| | 稻沢集落センター | 11:10~11:30 |
| | 芦野支所 | 午後 1:00~ 1:30 |
| | 富岡集落センター | 1:40~ 2:00 |
| | 文化センター | 2:15~ 2:45 |
| 4月19日(日) | 夕狩集会場 | 午前 9:00~ 9:20 |
| | 成沢地区集落センター | 9:35~ 9:55 |
| | 寄居集落センター | 10:05~10:35 |
| | 那須町ゆうゆうセンター | 11:00~11:30 |
| | 田中地区コミュニティセンター | 午後 1:00~ 1:30 |
| | 那須町役場(庁舎北側駐車場) | 1:45~ 2:15 |

愛犬のために狂犬病の予防注射を受けましょう

狂犬病予防集合注射のご案内

年1回の狂犬病予防注射の接種は、法律による義務です。町では、集合注射を左表のとおり実施します。なお、期間中に犬の病気、体調等により注射ができない場合は、動物病院で接種・相談してください。また、所有者や住所が変わった場合は、届出が必要となります。

畜犬登録をしている飼い主の方に、「狂犬病予防集合注射のお知らせ」と「問診票」を3月下旬に送付しました。

- ・持ち物
- ・問診票（はがきサイズの用紙）
- ・ふん等を持ち帰る用具

- ・新規で登録する犬（生涯に1回）
1頭につき 3,500円
- ・その他
・町に登録している飼い犬が対象です。
- ・来場の際には首輪等が外れないように確認してください。
- ・犬同士のけんか等による事故を防ぐために、会場内ではリードを短く持つて行動してください。

【72】6 9 16

▼問合せ 環境課環境衛生係

- ・ペットを飼っている方、飼つていなない方それが快適に暮らすためにご活用ください。
- ・補助料金
すでに登録している犬 1頭につき 6,500円
- ・補助要件
・未満満たすこと
- ・獣医師から避妊・去勢手術を受けた飼い犬・飼い猫
- ・飼い主が町に住民登録していること
- ・飼い主の世帯で町税等の滞納がないこと
- ・飼い犬については、町に登録があり、対象年度に狂犬病予防注射済票の交付を受けていること
- ・手術日から60日以内の申請であること

- 避妊手術を受けた場合
犬 1頭につき 5千円
猫 1頭につき 4千円
- 去勢手術を受けた場合
犬 1頭につき 3千円
猫 1頭につき 4千円
- 申込方法
申請書に必要事項を記入の上、領収書を添付して、環境課に提出。申請書には獣医師が手術の説明を記載する欄がありますので、手術前に申請書をご準備ください。
- ※申請書は、町ホームページページにも掲載しています。
- 申込み・問合せ 環境課環境衛生係
【72】6 9 16

犬猫を飼っている方へ 飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術費補助金交付制度

クマの出没に注意！



- ・冬眠明けのクマはえさを求めて活動的になります。
- ・クマに出会わないために、冬眠明けのクマはえさを求めて活動的になります。
- ・クマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかない。
- ・1人での行動は避け、音が鳴るものを持ち運ぶ存在を知らせる。
- ・朝や夕方は特に注意する。
- ・クマを人里へ寄せ付けないために、生ゴミや不要となつた農作物は放置せず、土に埋めるなど適切に処理する。
- ・放置せず、土に埋めるなど適切に処理する。
- ・静かにゆっくりとクマから離れる。
- ・クマに背を向けて、走って逃げない。
- ・グループで固まる。
- ・子ダマには絶対に近づかない。
- 問合せ 農林振興課林務係
【72】6 9 12

畳は裁断してください



赤線部分で裁断すると1辺が50cm以下となり、産業廃棄物でなければ受入れできます。ノコギリ（電動ノコギリ、丸ノコ）等で裁断することができます。裁断作業をする際は、糸に注意してケガをしないよう十分に気を付けてください。

| 搬入者 畳の素材 | 一般家庭 | 事務所 | 畳店 | 建設業者 (解体業者) |
|-------------|------|-----|----|----------------|
| 天然素材 | ○ | ○ | ○ | × |
| プラスチック類 | ○ | × | × | × |

○…排出者自らがクリーンステーション那須に持ち込む場合、または一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合、受入可

×…産業廃棄物に該当するため、受入不可

畳店は、一般家庭と事業所の畳替えに伴い発生する天然素材の旧畳の処分を依頼された場合のみ受入できます。

旧畳の発生場所1カ所あたりの1日の持込み量は、1辺が50cm以下に裁断されたもの10畳分とします。

必要に応じて発生場所の現地確認を行います。

クリーンステーション那須に持ち込まれた畳は、広域クリーンセンター大田原に搬入し、破碎した後、焼却処理されています。しかし、年間4千枚を超える畳を受け入れており、粗大ごみ破碎機での処理が間に合わない状態です。

破碎機の負担を軽減させるため、6月1日から広域クリーンセンター大田原で受け入れる畳は、1辺が50cm以下に裁断されたもののみとなります。ご理解とご協力をお願いします。

▼注意事項

- ・住居の改築または解体を業者（建設業者や解体業者）に依頼した場合、廃棄する畳は産業廃棄物の繊維くずに該当します。

- ・業者による住居の改築または解体により廃棄する畳を施工依頼者（施主）が自身でクリーンステーション那須に搬入する場合も、受入れできません。工事を施工した業者にご相談ください。

- ・建設業者や解体業者が、産業廃棄物として処理が必要な畳を一般廃棄物として畳店に処理を依頼することはできません。
- ・クリーンセンター大田原へ直接搬入する場合も同様に裁断が必要となります。

▼問合せ

○環境課環境衛生係

☎ ⑦2 6916
○クリーンセンター大田原

☎ 0287-20-2270
※家庭菜園は補助対象外です。

廃棄物の野焼きは法律で禁止されています！

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の野外焼却は禁止されています。ドラム缶等を使用してごみを焼却することも野外焼却に該当します。これに違反すると懲役および罰金に処せられる場合があります。「においが洗濯物について困る」といった苦情では、受入れできません。

施工業者に処分の義務があるため、クリーンステーション那須では、受入れできません。

・たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却であっても、周辺の生活環境への影響が認められるときには、中止していただいたり、改善指導の対象になります。

※ビニールやプラスチック類は絶対に焼却を行わないよう注意してください。

・たき火その他の日常行なう場合でも、周辺の生活環境への影響が認められるときには、中止していただいたり、改善指導の対象になります。

・野外焼却法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合

・農業・林業または漁業を営むた

み収集を利用する等、適切な方法で処理しましょう。

▼例外

・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉で焼却する場合

▼要件

●野生鳥獣による農作物被害や、観光事業所への鳥獣侵入による観光客への被害を防ぐため、野生鳥獣防護柵の設置に係る資材費の一部を助成します。ただし、資材購入前に申請が必要です。

●町内に10ha以上の農地を耕作し、生産販売を行っている農業者としている観光事業者

●鳥獣侵入防止用の防護柵を必要

▼対象

●取付、設置費は除きます。

●補助額：防護柵の資材購入費の3分の2以内（個人は上限20万円、団体と法人は30万円）

●申請・問合せ：農林振興課林務係

生ごみ処理機器販売登録店一覧

(50音順)

| 地区 | 販売登録店 | 電話番号 |
|------|---------------------|---------------|
| 小島 | (株)岩島 | 72-6205 |
| 音羽町 | 薄葉金物店 | 72-0153 |
| 高津 | 菊地設備工業 | 77-0407 |
| 本町 | 後藤農機商会 | 72-0081 |
| 下町 | コメリハードアンドグリーン伊王野店 | 75-7601 |
| 広谷地 | コメリハードアンドグリーン那須高原店 | 78-7033 |
| 上ノ原 | コメリハードアンドグリーン那須店 | 71-1005 |
| 本郷2 | コメリハードアンドグリーン那須愛宕店 | 73-1960 |
| 田中 | 菅原商事 | 090-2165-0339 |
| 本町 | 鈴木電気商会 | 72-0204 |
| 薄室 | (有)高久燃料店 | 64-0303 |
| 旧黒田 | (有)高久プロパン | 72-0537 |
| 矢ノ目 | 高瀬電設 | 72-6080 |
| 芦ノ又 | (株)関東甲信クボタ黒磯営業所 | 69-6160 |
| 下町 | ナカヤ電器店 | 75-0329 |
| 音羽町 | ナス家電 | 72-1193 |
| 下町 | (有)那須農機商会 | 75-0652 |
| 音羽町 | 那須野農業協同組合那須當農経済センター | 72-1790 |
| 羽原 | (有)人見電設 | 72-7070 |
| 横町下 | 本田電機 | 74-0133 |
| 湯本本町 | (有)三松電器店 | 76-2539 |
| 上川 | (有)三森電機 | 72-0278 |
| 梓 | (有)吉成農機商会 | 75-0427 |

家庭で生ごみリサイクル

生ごみ処理機器設置費
補助金をご活用ください

町ではごみ減量化・資源化の推進に向けて、「生ごみ処理容器（コンポスト）」と「機械式生ごみ処理機」の購入に対する一部助成を行っています。ぜひご活用ください。

▼要件

- 町に住民登録があり、かつ居住している方で、町税を滞納していない方
- 町の斡旋販売登録店から購入したもの

○機械式生ごみ処理機

1台あたりの購入額×2分の1
●補助額（上限4千円、100円未満切り捨て、1世帯につき3基まで）

1台まで
●補助額（上限5万円、100円未満切り捨て、1世帯につき1台まで）
※生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水分をよく切ってから出してください。

▼申込み・問合せ 環境課環境衛生係
☎(72)6916

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場で掲示しています。

測定日：令和2年3月5日

測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ

単位：マイクロシーベルト／時 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)

■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】（測定の高さ：地上50cm）

| 測定場所 | 測定値 | 測定場所 | 測定値 | 測定場所 | 測定値 |
|------------------------|------|--------------|------|----------------|------|
| 峠の茶屋駐車場 | — | 共同利用模範牧場入口 | 0.12 | 富岡集落センター | 0.13 |
| 大丸駐車場 | 0.07 | 大谷福祉館 | 0.15 | 中央運動公園 | 0.13 |
| 県道中塩原板室那須線深沢橋 | 0.09 | 夕狩地区集会所 | 0.08 | あたごハイツ | 0.09 |
| 那須湯本駐車場（那須高原観光案内センター前） | 0.08 | 千振公民館 | 0.15 | 田中地区コミュニティセンター | 0.15 |
| 湯本支所 | 0.11 | 逃室地区集会施設 | 0.14 | 芦野支所 | 0.13 |
| 県道那須高原線下守子バス停 | 0.12 | 大島コミュニティセンター | 0.11 | 追分バス停 | 0.12 |
| 室野井公民館 | 0.11 | 大同集落センター | 0.15 | 蓑沢生活改善センター | 0.14 |
| 道の駅 那須高原友愛の森 | 0.12 | 成沢地区集落センター | 0.11 | 伊王野支所 | 0.12 |
| 池田地区農村センター | 0.14 | 境の明神 | 0.11 | 道の駅 東山道伊王野 | 0.12 |
| 県道那須西郷線大沢交差点 | 0.08 | 寄居集落センター | 0.11 | 稻沢公民館 | 0.08 |

※峠の茶屋駐車場は冬季通行止のため測定なし

すこやかなお子さまの成長のために 幼稚園の事業紹介



黒田原第1保育園、 黒田原小学校が 「令和元年度体力つくり 奨励賞」を受章！



○認定こども園 那須幼稚園

園庭・園舎解放事業

2歳児保育
4月1日現在満2歳になつているお子さまを預かります。ただし、受入れ人数には制限があります。

▼利用日時 平日の午前中
※満3歳児保育室は平日午前11時30分まで（保護者同伴）

▼問合せ 認定こども園那須幼稚園
☎(72)0184
那須町寺子乙2599-3

子育て相談（ママも子もサロン）
▼開催日時 平日午前中（別時間）
希望の場合は応相談

※相談中、満2歳になつているお子さまの託児を引き受けます。
一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労などで、一時的に保育が困難になつたお子さまを預かります。
ただし、年齢制限があります。

▼利用日時 平日、長期休業日
の午前8時～午後6時
※第1号認定児の預かり保育も行っています（共働き世帯の場合は申請により無償化されます）。

○那須みふじ幼稚園



園庭・園舎解放事業

2歳児保育
4月1日現在満2歳になつているお子さまを預かります。ただし、受入れ人数には制限があります。

▼利用日時 平日の午前中
※満3歳児保育室は平日午前11時30分まで（保護者同伴）

▼問合せ 認定こども園那須幼稚園
☎(72)0184
那須町寺子乙2599-3

子育て相談（ママも子もサロン）
▼開催日時 平日午前中（別時間）
希望の場合は応相談

※相談中、満2歳になつているお子さまの託児を引き受けます。
一時預かり事業

急な用事や短期のパートタイム就労などで、一時的に保育が困難になつたお子さまを預かります。
ただし、年齢制限があります。

▼利用日時 平日、長期休業日
の午前8時～午後6時
※第1号認定児の預かり保育も行っています（共働き世帯の場合は申請により無償化されます）。

○那須みふじ幼稚園



園庭・園舎解放事業

2歳児保育
4月1日現在満2歳になつているお子さまを預かります。ただし、受入れ人数には制限があります。

▼利用日時 平日の午前中
※満3歳児保育室は平日午前11時30分まで（保護者同伴）

▼問合せ 認定こども園那須幼稚園
☎(72)0184
那須町寺子乙2599-3

子育て相談（ママも子もサロン）
▼開催日時 平日午前中（別時間）
希望があれば6年生まで対象。

放課後児童クラブ

「心を育てる学童保育」
主に小学1～3年生。ただし、希望があれば6年生まで対象。

▼利用日時
・平日 小学校の放課後時間～午後6時
※黒田原小学校まで迎えのバスがあります。

3月6日、黒田原第1保育園で表彰式が行われ、佐々木園長は「みんなが外で元気いっぱい遊んだり、那須町こども体操や鉄棒、縄跳び、遊び箱、鉄棒を頑張ったので、病気に負けない元気な体になりましたね」と子どもたちと受賞を喜びました。

黒田原小学校では、休み時間などに縄跳びや持久走などの体力づくりを積極的に取組み、新体力テストの数値も向上したこと等が評価されました。

●長期休業日 春、夏、冬休み
※料金等は別規定になり、定員もあります。

●時 間 午前10時30分～正午
※1月15日(水)はくぐつ人形劇です。日程は変更する場合があります。

●参加費 200円(おやつ代含む)
※内容によって材料費がかかります。



